

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當るときは、その翌日)

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四款 婦人保護施設(第七十条・第七十一条)」を「第十
四款 婦人保護施設(第七十条・第七十一条)」に改め。

第六条第二項の表中「母子福祉センター(第七十一条の二・第七十一条の三)」を「第十
四款の二 母子福祉センター(第七十一条の二・第七十一条の三)」に改め。

◆規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

目

次

◆告示 鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

第六条第二項の表中

職員厚生課	厚生係・業務係・福祉係
職員診療所・職員会館	職員診療所

都市計画事業の認可

土地改良事業の認可(二件)

土地の用途廃止

規則

第十四款の二 母子福祉センター

(名称及び位置)

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年二月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第六号

第七十一条の一 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された母子福祉センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立母子福祉センター	米子市

(分掌事務)

第七十一条の三 母子福祉センターは、母子家庭に対する各種の相談及び生活指導、生業の指導等便宜の供与に関する事務を分掌する。

附 則

この規則は、昭和四十八年三月一日から施行する。

改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年三月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百五十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中

一部
税務課

証紙徵収の方法により徵収する自動車税並びに自動車取得税及び自動車取得税に係る延滞金の額に相当する現金の納付があつた場合の当該現金の収納に関する事務

を

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字尾張字ハツタヒ三七一、字高平三七一、字中ノ袋三七四（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

職員厚生課
職員会館の利用料金の収納に関する事務
証紙徵収の方法により徵収する自動車税並びに自動車取得税及び自動車取得税に係る延滞金の額に相当する現金の納付があつた場合の当該現金の収納に関する事務

に

鳥取県告示第百五十七号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良（井手畠地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四八年二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四八年二月二十七日

昭和四八年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施行者の名称

米子市

都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業米子市公共下水道（青木処理区）

事業施行期間

昭和四八年二月二十七日から昭和五十三年三月三十一日まで

事業地

米子市青木字天ヶ谷、天ヶ谷峯、羽森峯、城下、城下峯、小ガタ、丸山、三崎谷平、三崎谷の武、羽森、青木屋敷、上宮ノ峯、宮ノ峯、乘越、南宮塙、中山、窪田、新宮、上ノ谷、宮塙及び宮ノ前並びに諏訪字後谷及び下ノ野ノ下モ地内

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四八年二月二十三日から用途廃止した。

昭和四八年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 方メー トル)	用 途
一〇五・〇〇	道路敷		

米子市夜見町字砂浜一三、〇八三番一地先

鳥取県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四八年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施行者の名称

米子市

都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業米子市公共下水道（青木処理区）

事業施行期間

昭和四八年二月二十七日から昭和五十三年三月三十一日まで

事業地

米子市青木字天ヶ谷、天ヶ谷峯、羽森峯、城下、城下峯、小ガタ、丸山、三崎谷平、三崎谷の武、羽森、青木屋敷、上宮ノ峯、宮ノ峯、乘越、南宮塙、中山、窪田、新宮、上ノ谷、宮塙及び宮ノ前並びに諏訪字後谷及び下ノ野ノ下モ地内

鳥取県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画駅車場の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課におい

て公衆の縦覽に供する。

昭和四十八年二月二十七日

鳥取県知事 石

破

二

朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥
取 县

〔定価一部一箇月三百円(送料を含む。)〕